

建設工事を施工される方へ

広島市都市整備局技術管理課

広島市が発注した建設工事を施工されるにあたっては、「建設業法」、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」その他の関係法令及び本市契約規則等の諸規程並びに契約約款等の規程や入札説明書の記載事項を守らなければなりません

また、次のことには十分留意してください。

1 現場代理人・技術者

(1) 現場代理人・技術者の配置

工程管理、品質管理及び安全管理等に漏れのないよう、工事の内容に応じた適切な資格及び技術力等を有し、**恒常的かつ直接的な雇用関係**のある現場代理人及び技術者を適正に配置してください。

なお、出向者（国土交通大臣の認定を受けた企業集団に属する親会社からの出向者を除く。）や派遣社員は現場代理人及び工事の現場に配置する技術者になれません。

主任技術者に出向社員を充てることが例外的に認められる場合は、請け負った工事の一部を当該技術者の出向元の建設業者に下請させることはできません。

配置する現場代理人及び技術者は、**契約締結日（着手日選択期間を設定した工事にあつては実工事期間の始期（広島市の承諾を得て実工事期間の始期を早めた場合は、変更後の実工事期間の始期））から引渡しの日まで配置**してください。なお、**技術者については、病気・退社等本市がやむを得ない理由があると認める場合以外は途中交代できません。**

営業所技術者等（営業所技術者又は特定営業所技術者をいう。以下同じ。）及び経營業務の管理責任者等（建設業許可申請書に添付した「経營業務の管理責任者証明書」に記載した経營業務の管理責任者、「常勤役員等（経營業務の管理責任者等）」に記載した常勤役員等並びに「常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書」に記載した常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者をいう。以下同じ。）は、現場代理人及び請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合9,000万円）以上となる工事の主任（監理）技術者及び建設業法第26条第3項第2号に規定される監理技術者の行うべき同法第26条の4第1項に規定する職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）にはなりません。ただし、営業所技術者等について、下記(4)エ(ア)に掲げる要件を満たす場合は、この限りではありません。

建設業法の規定により下請契約の額（下請契約が2以上あるときは、下請代金の総額）が5,000万円（建築一式工事の場合8,000万円）以上となる工事には、**監理技術者資格者証の交付を受けている者を監理技術者として現場に配置**しなければなりません。入札公告及び特記仕様書にて監理技術者補佐の配置による監理技術者の兼務の特例（以下「専任特例2号」という。）が認められている工事において、監理技術者が専任特例2号により他工事と兼務（2件まで）する場合は、それぞれの工事現場に監理技術者補佐を専任で配置しなければなりません。

(2) 雇用関係及び本人確認

配置する技術者の**恒常的な雇用関係**としては、**専任を要しない主任技術者の場合は、開札日の前日以前に雇用関係があること**、また、**専任を要する主任（監理）技術者、専任特例により兼務する主任（監理）技術者（建設業法第26条第3項第1号又は第2号に規定される主任（監理）技術者をいう。）及び監理技術者補佐の場合は、開札日以前に3か月以上の雇用関係があることが必要です。**

また、現場代理人については、**契約締結日（着手日選択期間を設定した工事にあつては実工事期間の始期（広島市の承諾を得て実工事期間の始期を早めた場合は、変更後の実工事期間の始期））において雇用関係があることが必要です。**

なお、現場代理人及び技術者の届出時及び工事検査時には、本人の確認ができる書類（顔写真付きの監理技術者証、運転免許証等）の**原本**及び雇用関係の確認ができる証明書類の**原本**の提示をお願いします。

なお、雇用関係及び本人の確認の詳細については、別添の「現場代理人、主任（監理）技術者及び監理技術者補佐の雇用関係及び本人確認について」を参照してください。

(3) 現場代理人の常駐

現場代理人は**原則として**工事現場に常駐しなければなりません。「常駐」とは、当該工事のみを担当していることだけでなく、**作業期間中、常に工事現場に滞在**していることを指します。ただし、下記(4)アに該当し、現場代理人の兼務を認められた工事については、現場代理人の「常駐」を免除されます。また、現場代理人の配置については技術者と同様の扱いとし、現場施工に着手するまでの期間や工事を全面的に一時中止している期間、工場製作のみが行われている期間等は、常駐を要しない期間とします。

(4) 主任技術者、現場代理人及び監理技術者の兼務等

主任技術者、現場代理人及び監理技術者については、一定の条件を満たした場合に兼務することができるとしています。詳細については、入札公告、入札説明書及び特記仕様書を確認してください。

ア 主任技術者及び現場代理人

兼務の条件

主任技術者及び現場代理人の兼務の制限については次表のとおりであり、新たに配置しようとする工事と既に配置されている全ての工事が以下の条件を満たす場合に限り、兼務を認めます。

兼務の件数は、下請で配置される工事も含め、最終的に配置される全ての工事（主任技術者又は現場代理人として配置されている工事を1件とします。（主任技術者と現場代理人を兼務している場合も1件とします。））の合計であり、兼務する全ての工事が表中の適用金額未満であることを要するものとします。

【兼務制限一覧表】

（ ）内の金額は、建築一式工事の場合

工事金額（税込） 以上 未満	主任技術者		現場代理人	
	基本条件	緩和	基本条件	緩和
[設計金額] 1億円	兼務不可	災害復旧工事を含む場合は、密接な関係(※1)があり、全ての工事箇所の間隔(直線距離)が25km以内の公共工事に限り5件以下 ※その他兼務要件(※2)を満たすこと ※本市の区域内に限定しない ※単価契約の工事も兼務可(※3)	兼務不可	災害復旧工事を含む場合は、密接な関係(※1)があり、全ての工事箇所の間隔(直線距離)が25km以内の公共工事に限り5件以下 ※その他兼務要件(※2)を満たすこと ※本市の区域内に限定しない ※単価契約の工事は兼務不可
	密接な関係(※1)があり、相互の間隔(直線距離)が 10km以内 で、本市の区域内の公共工事に限り 2件以下 ※その他兼務要件(※2)を満たすこと ※単価契約の工事も兼務可(※3)		密接な関係(※1)があり、相互の間隔(直線距離)が 10km以内 で、本市の区域内の公共工事に限り 2件以下 ※その他兼務要件(※2)を満たすこと ※単価契約の工事は兼務不可	
[請負金額] 4,500万円 (9,000万円)	5件以下	請負金額 4,500万円未満(9,000万円未満)の 災害復旧工事 に係る主任技術者等は兼務件数にカウントしない ※本市の区域内に限定しない ※単価契約の工事も兼務可	本市の区域内の公共工事に限り 5件以下	請負金額 4,500万円未満(9,000万円未満)の 災害復旧工事 に係る主任技術者等は兼務件数にカウントしない ※本市の区域内に限定しない ※単価契約の工事にも適用(兼務可)
	※公共工事以外の工事も含む ※本市の区域外の工事も含む ※単価契約の工事も兼務可		※その他兼務要件(※2)(ア)、(エ)を満たすこと ※単価契約の工事は兼務不可	

※1 密接な関係とは、工事の対象となる工作物に一体性又は連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事をいう。

※2 その他兼務要件

(ア) 工事現場不在時の連絡体制が確保されていること。

(イ) 既に契約している工事の発注者が兼務を承認し、そのことを証する書面の写しを提出できること。（本市発注工事を除く）

(ウ) 主任技術者にあつては、兼務の申請にあたり、下請けの予定（下請代金等）を明らかにすること。

(エ) 現場代理人にあつては、監督員等の求めにより、速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができること。

※3 単価契約の工事における工事箇所の間隔の取扱いは、単価契約の施工区域の全部または一部が含まれる場合、または施工区域の外縁から最も近い箇所から規定の距離以内の場合は、距離要件を満たすものとする。

【災害復旧工事の対象】

災害復旧事業（国庫補助事業に限定せず、類する単独事業も含む。）による工事（緊急工事等施行依頼書による工事も含む。）

＜対象事業の例示＞

- (7) 公共土木施設の災害復旧事業（改良復旧を含む。） (i) 公立学校施設の災害復旧事業
- (8) 公営住宅等の災害復旧事業 (e) 堆積土砂の排除事業
- (4) 農地、農業用施設、林道の災害復旧事業（改良復旧を含む。）

イ 監理技術者補佐の配置による監理技術者の兼務の特例（専任特例 2 号）

専任義務がある監理技術者についても、建設業法第 26 条第 3 項第 2 号に定める監理技術者においては、当該監理技術者の行うべき職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）をそれぞれの工事現場に専任で置くときは、元請に限り 2 件（民間工事を含む）まで兼務することができます。この場合の本市の取扱いについては次のとおりです。

なお、本市発注の工事のうち、専任特例 2 号による兼務が可能な工事については、特記仕様書に兼務可能であることを明記しています。

(7) 専任特例 2 号による兼務の取扱い

a 兼務対象工事

設計金額（税込）※が 3 億円未満の工事を対象とします。ただし、営繕工事（建物の新築や改修に伴う設備工事を含む）にあつては、2 億円未満を対象とします。

※発注者が本市でない工事については、「設計金額（税込）」を「請負金額（税込）」と読み替える。

b 兼務対象工事の要件

- ・ 監理技術者が専任特例 2 号により兼務できる範囲は、工事相互の間隔（直線距離）が 10 km 以内であること（本市の区域内に限定しない）が必要です。
- ・ 単価契約の工事同士は兼務できません。

c 兼務する場合の体制

- ・ 監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければなりません。
- ・ 監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であることが必要です。
- ・ 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにしてください。

(4) 監理技術者補佐になり得る者の要件

監理技術者補佐は、次のいずれかに該当する者としてください。

a 建設業法施行令第 29 条第 1 号に掲げる者

建設業法第 7 条第 2 号イ、ロ又はハに該当する者（主任技術者の資格を有する者）のうち、建設工事の種類に応じ、以下のいずれかに該当する者としてください。

- ・ 1 級の第 1 次検定に合格した者（1 級技士補、令和 3 年 4 月 1 日施行）
- ・ 建設業法第 15 条第 2 号イ、ロ又はハに該当する者（ロは指定建設業を除く）

b 建設業法施行令第 29 条第 2 号に掲げる者

国土交通大臣が建設業法施行令第 29 条第 1 号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認定した者
なお、監理技術者補佐は、受注者又は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者としてください。恒常的な雇用関係は、工事契約途中から監理技術者補佐を置く場合であっても、開札日前 3 か月以上であることが必要です。また、監理技術者補佐は、真にやむを得ない場合を除き変更できません（監理技術者の兼務を止め、監理技術者補佐を解除する場合を除く。）。

ウ 情報通信技術の活用等による主任技術者等の兼務の特例（専任特例 1 号）

専任配置が必要な主任技術者又は監理技術者（以下、「主任技術者等」という。）について、建設業法第 26 条第 3 項第 1 号に定める要件を満たす場合は、下請で配置される工事も含め、2 現場まで兼務することができます。この場合の本市の取扱いについては次のとおりです。

(7) 専任特例 1 号による兼務の要件

ア又はイを活用しない工事現場の主任技術者等が、以下の全ての要件を満たすことが必要です。なお、下請業者が配置する主任技術者にも適用します。

- ① 各建設工事の請負金額が 1 億円未満（建築一式工事は 2 億円未満）であること。
- ② 工事現場間の距離が、同一の主任技術者等が一日の勤務時間内に巡回可能で、当該現場と他の工事現場との移動時間が概ね 2 時間以内であること。
- ③ 当該建設業者が注文者となった下請け契約から数えて、下請次数が 3 回以内であること。
- ④ 主任技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（以下、「連絡員」という。）を各現場に配置していること。（土木一式工事又は建築一式工事の場合の連絡員は、当該建設工事の種類に関する実務経験を 1 年以上有する者であること。）
- ⑤ CCUS 等情報通信技術により、主任技術者等が遠隔から工事現場の施工体制を確認できる措置を講じていること。
- ⑥ 人員の配置を示す計画書を作成し、各現場に備え置き、帳簿の保存期間と同期間、営業所で保存すること。
- ⑦ 現場状況を確認するための情報通信機器（遠隔の現場との必要な情報のやり取りを確実に実施でき

るもの。一般的なスマートフォンやタブレット端末、WEB会議システムで構わない。)が設置され、通信可能な環境が確保されていること。

- ⑧ 工事現場の数が2を超えないこと。なお、「専任特例1号を活用した工事現場」と「専任を要しない工事現場」を同一の主任技術者等が兼務できるが、専任を要しない工事現場についても①～⑦の要件を満たし、かつ全ての工事現場の数が2を超えてはならない。

(イ) 兼務における留意事項

- ・ 主任技術者の兼務する工事が、アに示す兼務の条件を満たす場合は、専任特例1号では取扱いません。
- ・ 専任特例1号を活用した主任技術者等が、専任特例2号を活用することはできません。
- ・ 専任特例1号を活用した主任技術者等が、現場代理人を兼務することはできません。

エ 営業所技術者等に関する主任技術者等の職務の特例

営業所に常勤（テレワークを行う場合を含む。）して専らその職務に従事することが求められる営業所技術者等（特定営業所技術者又は営業所技術者をいう。以下同じ。）について、建設業法第26条の5に定める要件を満たす場合は、特例として工事の主任技術者等の職務を兼ねることができます。この場合の本市の取扱いについては次のとおりです。

(フ) 主任技術者等として配置できる工事の要件

以下の各建設工事について要件を満たす場合、特定営業所技術者は主任技術者又は監理技術者の職務を、営業所技術者は主任技術者の職務を兼ねることができます。ただし、専任特例を活用する場合を除きます。

a 請負金額が4,500万円（建築一式工事は9,000万円）以上の工事

以下の(a)～(d)を全て満たすこと。

- (a) 営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された建設工事であること。
- (b) 兼ねる工事が1以下であること。
- (c) ウ(ア)①～⑦の全てを満たしていること。なお、ウ(ア)②について、「工事現場間」とあるのは、「営業所から当該工事現場」と読み替える。
- (d) 営業所技術者等が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

b 請負金額が4,500万円（建築一式工事は9,000万円）未満の工事（営業所と工事現場が近接している場合）

以下の(a)～(d)を全て満たすこと。

- (a) 営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された建設工事であること。
- (b) 工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事する程度に工事現場と営業所が近接していること。
- (c) 当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。
- (d) 営業所技術者等が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

c 請負金額が4,500万円（建築一式工事は9,000万円）未満の工事（営業所と工事現場が近接していない場合）

aの要件を全て満たすこと。

(イ) 兼務における留意事項

- ・ 営業所技術者等が、工事の現場代理人を兼ねることはできません。

(5) 指名停止措置等

建設業法に違反する事実がある場合は指名停止措置等を行うことがあります。

2 適正な下請契約等

(1) 一括下請負の禁止

一括下請負は、中間においては不合理な利潤がとられ、ひいては工事の質の低下、下請労働者の労働条件の悪化を招くおそれがあること、実際の建設工事施工上の責任の所在を不明確にすること、発注者の信頼に反するものであること等、種々の弊害を有しますので、公共工事においては**全面的に禁止**されています。

また、下請負人が直接施工する部分がないまま更に再下請させるような不必要な重層下請は、同様に種々の弊害を有するので、避けるよう下請負人を指導しなければなりません。

これらに違反する事実がある場合は、元請負業者だけでなく、下請負業者についても指名停止措置を行います。

(2) 適正な評価に基づく下請負人の選定

下請負人の選定にあたっては、工事の施工に関し建設業法の規定を満たす者であることはもとより、次の事項等を的確に評価し、優良な者を選定してください。

- ・ 施工能力

- ・ 経営管理能力
- ・ 雇用管理及び労働安全衛生管理の状況
- ・ 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険（以下「社会保険等」という。）の加入状況
- ・ 関係企業との取引の状況

なお、**広島市建設工事競争入札取扱要綱第43条第1項各号に掲げる者が、下請契約等において、その相手方として選定されることがないよう、必要な措置を講じなければなりませんので注意してください。**

（相手方として選定できない者の例示）

- (1) 建設業法上の営業停止等の処分を受けた者でその期間を経過しないもの
- (2) 本市の競争入札参加資格の取消しを受けた者で本市の競争入札等に参加することができない期間を経過しないもの
- (3) 本市の競争入札参加資格者で、指名停止の措置を受け、当該指名停止の期間を経過しないもの
- (4) 社会保険等の届出の義務を履行していない建設業者（令和2年3月31日以前に入札公告等を行うものについては受注者が直接締結する下請契約に係る下請負人（一次下請負人に限る。））
- (5) 共同企業体で工事を受注した場合にあっては、当該共同企業体の構成員
- (6) 国土交通大臣の認定を受けた企業集団に属する親会社からの出向社員を例外的に配置する工事における、親会社、連結子会社、及び親会社の非連結子会社

また、**本市の指名競争入札工事（平成30年7月豪雨災害に係る本復旧工事を除く。）においては、当該工事の入札参加者（共同企業体の構成員や入札を辞退した者を含みます。）を下請負人として選定することは、好ましくないと判断しており認めていません。ただし、特殊な技術を要する等の事情がある場合は、あらかじめ工事担当課と協議した上で適切に行ってください。**

(3) 下請発注における市内本店業者の活用の促進

本市では、設計金額が1億円以上6億円未満の工事について、下請発注（2次以降の下請発注を含む。以下同じ。）する場合には、原則として本市の区域内に建設業法に基づく主たる営業所を有している者（建設業法第3条第1項ただし書に該当する広島市内の建設業者を含む。）（以下「市内本店業者」という。）への発注を義務付けています。ただし、プラント工事等の高度又は特殊な技術を要する工事等のため、市内本店業者へ下請発注できない場合を除きます。

さらに、**建築一式工事では、技能労働者の不足が主たる原因となって入札不調が頻発していることから、入札不調の対策として、技能労働者が広く求められることができるよう、設計金額が1億円以上6億円未満の工事を対象として実施している市内本店業者への下請発注の義務化を当分の間、「建築一式工事」に限って解除します。**

下請発注予定のうちプラント工事等の高度又は特殊な技術を要する工事等の事情がある場合に、市内本店業者でない者に下請発注を行う予定の者は、「市内本店業者を下請業者とすることができない理由書」を提出してください（警備業、測量業、運送業等は対象外とします。さらに、「建築一式工事」に限っては、市内本店業者への下請発注の義務化を当分の間、解除するため提出の必要はありません。）。

正当な理由なく下請発注を市外本店業者に行った場合は、工事検査成績評定において減点を行うものとし、指名停止等の措置を行うこともあるので注意して下さい。

＜正当な理由として認めない事例＞

施工可能な市内本店業者がいるにもかかわらず、

- | | | |
|---|---|-------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 安価という理由で ・ 協力（系列）会社という理由で ・ 永年にわたり取引があるという理由で | } | 市外本店業者に下請発注を行うこと。 |
|---|---|-------------------|

なお、設計金額1億円以上6億円未満の工事以外の工事においても、市内本店業者への下請発注に努めてください。

(4) 資材の購入

工事の施工における資材の購入にあたっては、できるだけ地元中小企業者への発注に努めてください。また、後記「5 本市発注工事からの暴力団等の排除」に留意してください。

(5) 下請契約の締結

下請契約の締結にあたっては、建設業法の規定に基づくとともに、**次の項目に留意して適正な契約の締結を行わなければなりません。**また、工事の内容、工期又は工程において追加又は変更の必要が生じた場合における契約の締結も同様です。

- ① 元請・下請は、工事の開始に先立って、**建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠した内容をもつ請負契約書により下請契約を締結**すること。
- ② 請負価格は契約内容達成の対価であるとの認識の下に、施工責任範囲、工事の難易度、施工条件等を反映した合理的なものとすること。また、**消費税及び地方消費税相当分を計上**すること。

(6) 下請負人への支払

下請負人に対する請負代金の支払時期及び方法等については、建設業法の規定に基づくとともに、**次の事項に配慮してください。**

なお、資材業者、建設機械又は仮設機材の賃貸業者等についてもこれに準ずるものとしてください。

① 下請代金の支払は**できる限り現金払**とし、現金払と手形払を併用する場合であっても、支払代金に占める**現金の比率を高める**とともに、少なくとも**労務費相当分については現金払**とすること。

② 手形期間は**120日以内でできる限り短い期間**とすること。

なお、令和6年11月1日以降の手形期間は**60日以内でできる限り短い期間**とすること。

③ 前払金の支払を受けたときは、下請負人に対して資材の購入、建設労働者の募集その他**工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう適切な配慮**をすること。

④ 建設工事に必要な資材をその建設工事の元請自身から購入させる場合は、正当な理由がないのにその建設工事の請負代金の支払期日前に資材の代金を支払わせないこと。

⑤ 元請負人の都合により現金払の約定を手形払に改める場合又は手形期間を延長する場合は、下請負人のその手形の割引に要する費用又は増加費用は元請負人が負担すること。

⑥ **下請負人への支払状況について提出する必要がある工事については、定められた様式（様式は広島市ホームページ「公共工事の情報化と技術管理（技術管理課）」から入手できます。）によりその状況を本市に提出**すること。

(7) 施工体制の把握

下請契約を締結する場合には、当該工事の元請負人は、**下請金額にかかわらず**、建設業法に準拠して施工体制台帳を整備する等により、**施工体制を的確に把握**しなければなりません。

(8) その他

国土交通省が策定している「建設業法遵守ガイドライン－元請負人と下請負人の関係に係る留意点－」及び「下請契約及び下請代金支払いの適正化並びに施工管理の徹底等について」並びに「建設産業における生産システム合理化指針について」によること。

3 安全管理の徹底

(1) 安全管理の徹底

契約の履行は請負者の自主施工が原則であり、安全管理、現場管理を含め施工方法等は請負者がその責任において行うこととされています。特に安全管理については、労働安全衛生法、安全施工技術指針等関係法令等の遵守はもとより、**「工事中における安全の確保を全てに優先する」**という考えの下、次の事項を徹底し、事故の未然防止に万全を期さなければなりません。

(1) 工事の内容に応じた危険箇所及び作業の把握と**具体的な事故防止策の作成及び施工計画書への記載**

(2) 始業時、作業中及び終業時の安全点検の励行

(3) 現場従事者（元請・下請）全員への安全教育、前記(1)及び(2)の徹底

その他、**安全目標の看板を掲げるなど現場作業員や周辺住民に事故防止の取組みを周知し、安全意識の高揚を図ることに努めてください。**

(2) 事故発生時の報告

万一、事故が発生した場合には、どんな些細な事故であっても**直ちに本市監督員に報告**するとともに、**そのつど指定する期日までに工事事務報告書**（様式は広島市ホームページ「公共工事の情報化と技術管理（技術管理課）」から入手できます。）を**本市へ提出**しなければなりません。また、本市への報告とともに労働関係法令に基づく関係機関への報告等についても適切に行わなければなりません。

なお、本市に報告することなく**後日、事故が判明した場合には、指名停止措置を行うことがあります**ので、注意してください。

4 技能労働者の処遇改善の促進

(1) 社会保険等の未加入対策について

建設産業においては、長引く建設投資の減少に伴うダンピング受注の激化と下請へのしわ寄せによって技能労働者の賃金が低下し、また、法令上の義務があるにもかかわらず社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）最低限の福利厚生を確保していない企業が存在し、これらが原因となって近年、若年入職者が減少し、経験の積み重ねによって磨かれる技能を熟練者から若者へと承継することが困難となっています。その結果、建設現場の担い手不足が顕在化し、入札不調が頻発している状況にあります。

このため、本市では**技能労働者の処遇改善を促進し、労働者が安心して働くために、新たに「社会保険等への加入及び保険料の完納」を個々の工事の競争入札における参加条件として定めています。**

また、令和2年4月1日以降に入札公告等を行うものからは、全ての下請契約において社会保険等未加入の建設業者と契約締結をすることを原則禁止しています（加入義務が無い場合を除きます。）。

さらに、予定価格には、法定福利費が含まれているため、元請負人から下請負人に対して社会保険等の加

入に必要な法定福利費が適切に支払われるよう、令和3年4月1日以降に契約締結を行うものからは、受注者に対し、法定福利費を明示した請負代金内訳書の提出を義務付けています。このため、下請契約を締結する場合には、法定福利費を内訳明示した見積書の提出を求め、下請代金に適切に反映するよう努めてください。

(2) 適正賃金の支払いについて

建設業者は、建設労働者の雇用・労働条件の改善等を図るため、安定的な雇用関係の確立や建設労働者の収入の安定等を図りつつ、労働条件等を明示した雇用に関する文書（雇入通知書）を交付する等、雇用・労働条件の改善、安全・衛生の確保、福祉の充実、福利厚生施設の整備、技術・技能の向上及び適正な雇用管理等の事項について必要な措置を講じなければなりません。

また、受注者は、建設労働者の雇用の改善等に関する法律及び労働安全衛生法の規定を守り、労働者災害補償保険法に係る保険料の適正な納付及び適正な工程管理の実施等の処置を取るとともに、その建設工事の全ての下請負人が行わなければならない事項について、指導、助言その他の援助を行わなければならない。

なお、公共工事の労務費については、二省（国土交通省、農林水産省）協定単価である「公共工事設計労務単価」に基づく労務単価により積算していますので、この点に十分留意し、適正な賃金を支払われるよう配慮してください。

公共工事設計労務単価は、所定労働時間内8時間当たりの労務単価として設定したものであって、所定時間外の労働に対する割増賃金や現場管理費（法定福利費の事業主負担額等）、一般管理費等の諸経費は含まれておりません。

令和6年度公共工事設計労務単価抜粋（国土交通省、農林水産省）

（令和6年3月1日以降適用）

主要職種	基準額（円）	主要職種	基準額（円）
特殊作業員	23,600	型枠工	24,600
普通作業員	20,500	大工	23,800
軽作業員	15,400	左官	22,400
とび工	24,700	配管工	21,400
電工	22,800	防水工	25,300
鉄筋工	24,300	内装工	24,600
鉄骨工	23,700	交通誘導警備員A	17,200
塗装工	23,800	交通誘導警備員B	14,700
運転手（特殊）	23,700	ダクト工	21,600
運転手（一般）	20,800	保温工	21,800
		設備機械工	25,000

（所定労働時間内8時間当たりの単価）

注：上表は抜粋であり、その他の労務単価は、広島市ホームページ（<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>）のトップページから「事業者向け情報」→「都市整備」→「公共工事の情報化と技術管理」→「公共事業の情報化と技術管理（技術管理課）」→「積算基準（建設工事）」に掲載しています。

(3) 建設業退職金共済制度の適正な運用

建設業退職金共済（建退共）制度は、建設労働者が事業主が変わっても、そのさきぎの事業主から共済証紙の貼付又は退職金ポイントの充当を受けることにより、建設業で働いた日数の通算により退職金を受けることができるもので、建設労働者の福祉の増進等を目的とする法律（中小企業退職金共済法）に基づく制度です。

本市が発注する建設工事においては、共済証紙又は退職金ポイントの購入費を現場管理費として建設工事費の中に積算し、この制度の普及徹底に努めております。また、公共工事の入札に参加するための経営事項審査においても「建退共制度への加入の有無」が審査対象として加点評価されております。

この制度による建設労働者の福祉の増進等を効果的に図るためには、事業主の制度への加入及び共済証紙の貼付又は退職金ポイントの充当など事務の適正な処理の徹底が何よりも重要となるため、その趣旨をご理解いただき、制度への加入及び下請負人への加入勧奨について協力をお願いします。

また、証紙貼付方式の場合には、購入した共済証紙は、対象労働者の共済手帳への労働日数相当分の証紙の確実な貼付及び消印を行い、電子申請方式の場合には、対象労働者について必要となる退職金ポイントを適正に購入するとともに、当該対象労働者に対する掛金充当のために必要な就労状況を独立行政法人勤労者退職金共済機構に適正に報告し、その実績について建設業退職金共済制度運用状況報告書（様式は広島市ホームページ「公共工事の情報化と技術管理（技術管理課）」から入手できます。）により報告しなければなりません。

（問い合わせ先）

独立行政法人 勤労者退職金共済機構 建設業退職金共済事業本部広島県支部

〒730-0013 広島市中区八丁堀11番28号 朝日広告ビル5階

電話：（082）221-0138

(4) その他

「建設産業における生産システム合理化指針について」によること。

5 本市発注工事からの暴力団等の排除

本市発注工事の施工に関する下請契約等及び資材、原材料等の売買その他の契約において、次に掲げる者をその相手方又は代理若しくは媒介をすることがないよう、必要な措置を講じなければなりません。

- ・ 広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第1項に規定する暴力団
- ・ 同条第2項第1号に規定する暴力団員
- ・ 同条第3項に規定する暴力団経営支配法人等又は同条第4項に規定する被公表者経営支配法人等
- ・ 同条第5項に規定する暴力団関係者
- ・ 広島県公安委員会が暴力団への利益供与等を行った者等として公表している者（広島県警察本部のHPにて公表）

なお、本市発注工事につき、次のいずれかに該当する場合には、本市発注工事に係る契約を解除し、指名停止措置を行うことがあります。

- (1) 本市発注工事の施工のための下請契約等又は資材、原材料等の売買その他の契約を締結するに際し、事業者又はその役員等が暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等、被公表者経営支配法人等又は暴力団関係者（以下「暴力団など」という。）であると知りながら、当該事業者をこれらの契約の相手方又は代理若しくは媒介をする者として定めたとき。
- (2) 受注者が締結した本市発注工事の施工のための下請契約等又は資材、原材料等の売買その他の契約の相手方又はその役員等が暴力団などであることが判明し（(1)に規定する場合に該当するものを除く。）、本市が受注者に対し、当該契約を解除するよう求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。

上記の解除等を避けるための方策として、工事を施工するための下請契約等及び資材、原材料等の売買その他の契約を締結するに当たっては、相手方又は代理若しくは媒介する者（その役員等を含む。）が暴力団などでないことを確認するとともに、書面により締結する場合には、暴力団などに該当するものであることが判明した場合には、当該契約の申込者は催告することなく当該契約を解除することができる旨を内容とする特約を契約書その他の書面に定めること等が考えられます。本市が指名停止を行っている者その他下請契約等の当事者としてはならない者（広島市建設工事競争入札取扱要綱第43条第1項各号に列記）についても、同様です。

詳しくは、広島市建設工事競争入札取扱要綱第43条及び広島市建設工事請負契約約款の規定をご覧ください。

6 暴力団等による不当な介入を受けた場合の届出

工事の施工に当たり暴力団等から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに本市に報告するとともに、所轄警察署に届け出ること。報告又は届出がない場合は指名停止措置を行うことがあります。

7 共同企業体による施工の場合

「特定建設工事共同企業体の運営にあたっての留意事項」（ホームページに記載があります。）をご覧ください。

【広島市ホームページ】

広島市ホームページ（<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>）のトップページから「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「入札契約制度の概要」→「工事」

8 電子納品の取組について

全ての工事で電子納品を「義務付け」としています。

電子納品の取扱い等については、特記仕様書により、よく確認してください。

9 広島製産品（建設資材）の使用実績に応じた加点評価の実施について

(1) 目的

本市発注工事で使用する建設資材については、市内に本社又は製造工場を有する事業者が製造した資材の使用に努めることとしています。より一層促進を行うため、平成22年1月1日以降に完成する工事を対象として、対象資材（広島製産品）の使用実績に応じ、工事検査成績評定点の加点をしています。（詳細はホームページを参照してください。）

(2) 「広島製産品」の定義

「広島製産品」とは、次のいずれかに該当する建設資材です。

- ① 広島市内に本社を有する事業者が直営工場及び広島市内の提携工場で製造する建設資材
- ② 広島市外に本社を有する事業者が広島市内の直営工場及び広島市内の提携工場で製造する建設資材

(3) 対象資材について

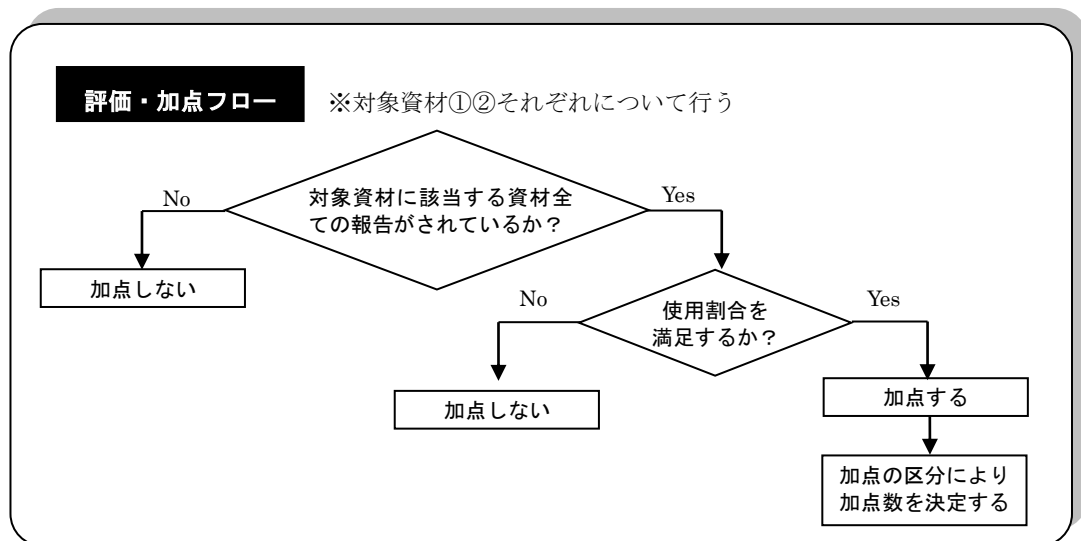
広島製產品の使用実績に応じて加点評価対象とする資材は、次表のとおりです。

工事区分	資材区分	対象資材①※	対象資材②※
土木工事	コンクリート二次製品	・側溝類 ・境界ブロック類 ・樹、樹蓋 ・積（張）ブロック類 ・擁壁類 ・重圧管 ・ボックスカルバート ・インターロッキングブロック	
	河川資材		・環境保全型ブロック
	マンホール		・組立式マンホール ・鋳鉄製マンホール蓋（防護蓋を含む）
	法面材		・のり枠フレーム（現場吹付法枠工の型枠材）
建築工事	コンクリート二次製品	・側溝類 ・境界ブロック類 ・車止めブロック ・樹、樹蓋 ・インターロッキングブロック	
	組積材	・建築用ブロック	
	鋼製建具		・鋼製建具
設備工事	コンクリート二次製品	・外灯基礎ブロック ・樹	・ハンドホール ・コンクリート電柱
	配電盤類	・配電盤 ・分電盤 ・制御盤	
	矩形ダクト	・矩形ダクト	

※ 対象資材①は調査の結果、広島製產品の使用率が5割以上と推定される資材
 対象資材②は調査の結果、広島製產品の使用率が5割未満と推定される資材
 なお、対象資材は、使用状況に応じて見直す予定です。

(4) 加点数算定の方法について

加点評価を行うにあたり、対象資材①・②のいずれもその使用を促進する観点から、次に定める基準にしたがって、①・②のそれぞれで加点しますので、該当する対象資材すべての報告が必要です。



● 基準

区 分	対象資材①		対象資材②	
広島製製品の 使用割合	対象資材のうち広島製製品の使用実績 が金額ベースで80%以上であること。		対象資材のうち広島製製品の使用実績 が金額ベースで50%以上であること。	
加点の区分	対象資材が、請負 金額比率で3%未 満の場合	対象資材が、請負 金額比率で3%以 上の場合	対象資材が、請負 金額比率で3%未 満の場合	対象資材が、請負 金額比率で3%以 上の場合
加点	+0.5	+1.0	+0.5	+1.0

(5) 提出方法について

工事完成時に監督員に「工事における広島製製品の使用実績について」、「広島製製品使用結果報告書」及び証明資料を提出してください。

(6) その他

提出様式及び記載時の注意事項・記載事例については、広島市ホームページの（公共事業の情報化と技術管理（技術管理課）、広島市請負工事書式集、広島製製品）にあるファイルを参照してください。

【問合せ先】

■制度について

広島市都市整備局技術管理課 TEL:082-504-2282

■受注工事への適用について

各工事担当課

10 広島県土砂の適正処理に関する条例に該当する場合の届出について

工事の施工により発生する建設発生土について、**500 m³以上**（一時堆積については、500 m³/月以上）の**土砂を事業区域外へ搬出し**、広島県土砂の適正処理に関する条例第8条又は第9条の規定の適用となるときは、これらの規定に基づき、土砂の搬出を開始する日から起算して**20日前**（一時堆積については、当該計画に係る月の初日の10日前）**までに、広島県西部農林水産事務所林務第一課に土砂の搬出等の届出書を提出するとともに、受理書の写しを監督員に提出してください。**

【広島県ホームページ】

トップページ > 組織で探す > 森林保全課 > 広島県土砂の適正処理に関する条例について

(<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/87/1170661371413.html>)

11 優良建設工事・建設コンサルタント業務等表彰制度について

平成29年度から優良建設工事・建設コンサルタント業務等表彰制度を施行しており、令和5年12月に改定しました。

（平成28年度以降に引渡しを受けた建設工事が対象）

詳しくは、広島市ホームページをご覧ください。

【広島市ホームページ】

広島市ホームページ (<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>) のトップページから「事業者向け情報」→「都市整備」→「公共工事の情報化と技術管理」→「公共事業の情報化と技術管理（技術管理課）」→「広島市優良建設工事・建設コンサルタント業務等表彰制度」

(<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/koukyoujigyou/list904-1776.html>)

なお、平成30年度より、建設工事における総合評価落札方式において、「広島市優良建設工事・建設コンサルタント業務等表彰実績者」を加点評価していますので、詳しくは入札公告及び入札説明書をご覧ください。

12 平成30年7月豪雨災害に伴う緩和措置について

1 技術者の途中交代について

平成30年7月豪雨に伴い、工事中止又は工事内容の変更が発生する等、技術者の継続配置が困難となった場合は、病気・退社等と同様にやむを得ない事由とし、技術者の途中交代を認めることとします。

※災害復旧工事・災害復旧工事以外の工事のいずれも対象とします。

※総合評価落札方式により発注した案件についても同様の扱いとします。

2 市外本店業者を下請業者とする場合の取扱いについて

下請発注を市内本店業者に義務付けている工事（設計金額が1億円以上6億円未満の工事（建築一式工事を除く。）において、市内本店業者でない者に下請発注を行う予定の者は、「市内本店業者を下請業者とすることができない理由書」の提出を求めています。平成30年7月豪雨災害に伴う災害復旧工事においては、理由書の提出を求めないものとします。

13 「週休2日工事」等の普及・拡大の取組について

建設業界においては、令和6年4月からの労働基準法適用（時間外労働上限規制）及び担い手確保に向け、休暇が取れる環境とするなど、魅力ある働き方への改革が急務となっております。

このため、広島市においては、平成31年3月から働き方の魅力向上に繋がる週休2日を促進すべく、原則、土曜日・日曜日において現場閉所とする「週休2日工事」あるいは対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保する「週休2日交替制工事」の試行に取り組んでいます。

（詳細はホームページを参照してください）

14 資源有効利用促進法の遵守について

資源有効利用促進法政省令が一部改正されました。

1 計画作成対象工事の拡大・掲示・報告等について

（施行日：令和5年1月1日、施行日以後新たに請負契約を締結する建設工事に適用する）

(1) 対象建設工事（計画の作成を要する一定規模の工事）

◎再生資源利用促進計画（建設副産物を搬出する際の計画）

計画を作成しなければならない工事	
次のような指定副産物を搬出する工事	
1 土砂	500 m³以上
2 Co 塊、As 塊、建設発生木材	合計 200t 以上

◎再生資源利用計画（再生資材を利用する際の計画）

計画を作成しなければならない工事	
次のような建設資材を搬入する工事	
1 土砂	500 m³以上
2 碎石	500t 以上
3 加熱アスファルト混合物	200t 以上

(2) 「再生資源利用促進計画」及び「再生資源利用計画」の作成、提出、掲示、変更、実績の把握と記録の保存について

- ・「再生資源利用促進計画（以下「利用促進計画」という。）」及び「再生資源利用計画（以下「利用計画」という。）」を**作成**し、施工計画書に含めて監督員に**提出**するとともに、その内容を**説明**してください。
- ・「利用促進計画」及び「利用計画」を工事現場の見やすい場所に**掲示**、又は映像等により表示することにより公衆の閲覧に供してください。
- ・「利用促進計画」又は「利用計画」の内容に変更が生じたときは、速やかに当該計画及び施工計画書を変更し、その変更の内容を監督員に速やかに**報告**してください。
- ・建設工事の完成後、速やかに「利用促進計画」及び「利用計画」の実施結果を監督員に提出するとともに、その記録を**5年間保存**してください。

2 建設発生土にかかる確認結果票の作成等について

（施行日：令和5年5月26日、施行日以後新たに請負契約を締結する建設工事に適用する）

- (1) 建設発生土の搬出量が500 m³以上の場合は、再生資源利用促進計画書の作成に当たり、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染防止対策法等の手続き確認や搬出先が盛土規制法の許可地であるかなどを確認し、確認結果票を作成する。

受注者は、確認結果票を施工計画書に含めて監督員に提出するとともに、その内容を説明する。

また、確認の結果を運搬業者に対して通知する。

- (2) 建設発生土を搬出したときは、搬出先に受領書*の交付を求め、確認を行う。
- (3) 確認結果票を現場掲示し、確認結果票及び受領書を工事完了後から5年間保存する。
- (4) 建設発生土を受け入れた場合は、搬入元に受領書*を交付する。

※受領書は、次に掲げる事項を記載するものとする。なお、マニフェスト又は受入伝票へ次に掲げる事項を記載することで、受領書に代えることができる。

ア 建設発生土の搬出先の名称(搬出先が工事現場である場合にあつては、建設工事の名称)及び所在地

イ 建設発生土の搬出先の管理者の商号、名称又は氏名

ウ 建設発生土の搬出元の名称(搬出元が工事現場である場合にあつては、建設工事の名称)及び所在地

エ 建設発生土の搬出量(体積による表示)

オ 建設発生土の搬出先への搬出が完了した日

カ 土砂の利用種別(盛土利用等又は一時堆積)

キ 土質区分(第1種建設発生土～第4種建設発生土)

ク 土量の算定上の状態(「地山量」「締固め量」「ほぐし土量」のいずれかを記入)

3 建設発生土の最終搬出先までの確認の義務付けについて

(施行日：令和6年6月1日、施行日以後新たに請負契約を締結する建設工事に適用する)

- (1) 受注者は、500 m³以上の建設発生土を工事現場から搬出する建設工事は、再生資源利用促進計画書に記載した搬出先(次の(ア)から(エ)のいずれかに該当する搬出先を除く。)から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに、当該他の搬出先への搬出に関する書面を作成するとともに、当該書面を当該再生資源利用促進計画に係る建設工事の完成後5年間保存するものとする。建設発生土が更に他の搬出先へ搬出されたときも、同様とする。

(ア) 国又は地方公共団体が管理する場所で、受入れ完了後に当該国又は地方公共団体が受領書を交付するもの

(イ) 他の建設現場で利用する場合又は他の工事現場で一時的に堆積するもの

(ウ) スtockヤード運営事業者登録規程により国に登録されたStockヤード

(エ) 建設発生土受入地(土砂を再搬出しないもの)

- (2) (1)に掲げる搬出に関する書面には次の(ア)から(オ)に関する事項を記載することとする。

(ア) 建設発生土の搬出先の名称(搬出先が工事現場である場合にあつては、建設工事の名称。)及び所在地

(イ) 建設発生土の搬出先の管理者の商号、名称又は氏名

(ウ) 建設発生土の搬出元の名称(搬出元が工事現場である場合にあつては、建設工事の名称)及び所在地

(エ) 建設発生土の搬出量

(オ) 建設発生土の搬出先への搬出が完了した日